

議案第 3 号

沖縄県立高等学校管理規則、沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則、沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 16 日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

繁忙期である学年末に、教職員が児童生徒と向き合うための時間や業務に集中できる時間を十分確保し、学校における働き方改革の推進に資するため、沖縄県立学校の学年末休業日を改める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則、沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第 1 条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 7 号中「3月25日」を「3月21日」に改める。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第 2 条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 6 号中「3月25日」を「3月21日」に改める。

(沖縄県立中学校管理規則の一部改正)

第 3 条 沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 7 号中「3月25日」を「3月21日」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則、沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

繁忙期である学年末に、教職員が児童生徒と向き合うための時間や業務に集中できる時間を十分確保し、学校における働き方改革の推進に資するため、沖縄県立学校の学年末休業日を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）を次のように改める。
学年末休業日の始期を3月25日から3月21日に改める。（第12条関係）
- (2) 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）を次のように改める。
学年末休業日の始期を3月25日から3月21日に改める。（第9条関係）
- (3) 沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）を次のように改める。
学年末休業日の始期を3月25日から3月21日に改める。（第9条関係）
- (4) この規則は、令和6年4月1日から施行する。（附則第1項）

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条～第11条 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第12条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間</p> <p>(5) 秋季休業日 前期終了の日の翌日から3日の範囲内において校長が定める期間（学年を2学期に分ける場合に限る。）</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日までの間において校長が定める期間</p> <p>(7) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで</p> <p>(8) 沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日</p> <p>(9) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第89条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第11条 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第12条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間</p> <p>(5) 秋季休業日 前期終了の日の翌日から3日の範囲内において校長が定める期間（学年を2学期に分ける場合に限る。）</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日までの間において校長が定める期間</p> <p>(7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(8) 沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日</p> <p>(9) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第89条 (略)</p>

新旧対照表

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第9条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日までの間において校長が定める期間</p> <p>(6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで</p> <p>(7) 沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日</p> <p>(8) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第84条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第9条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日までの間において校長が定める期間</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日</p> <p>(8) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第84条 (略)</p>

新旧対照表

沖繩県立中学校管理規則（平成18年沖繩県教育委員会規則第13号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第9条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間</p> <p>(5) 秋季休業日 前期終了の日の翌日から3日の範囲内において校長が定める期間（学年を2学期に分ける場合に限る。）</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日までの間において校長が定める期間</p> <p>(7) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで</p> <p>(8) 沖繩県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖繩県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日</p> <p>(9) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第50条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖繩県立中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第9条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間</p> <p>(5) 秋季休業日 前期終了の日の翌日から3日の範囲内において校長が定める期間（学年を2学期に分ける場合に限る。）</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日までの間において校長が定める期間</p> <p>(7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(8) 沖繩県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖繩県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日</p> <p>(9) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第50条 (略)</p>

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十二年法律第六十二号)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しな

い限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。

この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。